

刑弁でGO!

第32回

トピック

初回接見の重要性

刑事弁護委員会副委員長 坂根 真也 (57期)

1 はじめに

この度は、初回接見の重要性につきまして、改めて確認しますとともに、当番や被疑者国選の配点がなされましたら、できるだけ早く（原則当日）接見に行ってくださいませよう、お願い致します。

2 弁護士職務基本規程

弁護士職務基本規程には、「弁護士は、被疑者及び被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める。」(第46条)と弁護人の誠実義務が規定され、さらに、「弁護士は、身体の拘束を受けている被疑者及び被告人について、必要な接見の機会の確保及び身体拘束からの解放に努める。」(第47条)と接見の重要性が規定されています。

3 初回接見の重要性

捜査段階における弁護人としての最も重要な活動が接見であることは言うまでもありません。

争いがある事件では、早期に被疑者から事実関係を聴取し、不当な取調べに対するアドバイスをしなければなりません。

私の経験でも、初回接見の時点で、否認しているけれども、既に虚偽の自白調書に署名してしまっていたという被疑者は少なくありません。

弁護士の初回接見が遅れば遅れるほど、虚偽の自白調書を作られてしまうリスクが高くなってしまいます。

また、争いがない事件でも、被害者との示談、環境調整等をするためにも、接見は欠かせません。特に当番弁護士での勾留決定前の派遣の場合には、勾留

請求（決定）阻止のための活動を行うためには、時間が限られています。

もちろん、初回接見をするまでは、争いがあるかどうかもわかりません。ですから、配点を受けた弁護士は、いかに早く初回接見に行くかが、とても重要なのです。

原則として、配点を受けた当日に接見に行ってくださいと思います。

4 当番弁護士、被疑者国選割当の実情

当番弁護士や被疑者国選は、当会では待機制とし、事前に定められた待機日において、当番弁護士の出勤ないし被疑者国選の選任がなされます。これは、確実に、その日のうちに接見に行ってくださいのため、日程を確保するための制度です。

実際には、配点は、現在待機日の17時30分までなされておりますので、夕方に配点がなされると、その日のうちに接見するには、夜間接見をせざるを得ません。待機日の夜間も、接見可能な日程調整をお願いしてください。

他方で、確実に派遣できるように、予想される平均的配点数より多めに待機人数が設定されております。そのため、実際には配点されないということもあり、そのようなことが続くと、中には待機日でも予定を入れてしまう方々もいらっしゃるかもしれません。しかしながら、初回接見の重要性からは、配点される可能性がある以上は、待機日に接見に行けるように準備をしておいていただきたいと思えます。万が一、事前に待機日に接見に行けない事情が生じた場合には、待機の交代・引取を刑事弁護メーリングリストや東京弁護士会人権課の方にご相談ください。

初めての刑事弁護で勾留請求却下

会員 荒木 誠司 (63期)

2月22日

初めて当番弁護の配点連絡を受けました。迷惑防止条例違反でしたので痴漢と思ったのですが、罰条を確認すると不当な客引行為等の禁止（50万円以下の罰金）でした。初めて見る条文で構成要件該当行為も複数だったので、被疑者に条文を見せながら説明しようと考えました。

当日、警察署で被疑者と初回接見をしました。20歳の被疑者からの第一声は、ホストクラブ勤務の先輩から客を誘うアルバイトを頼まれ、最初の女性を店に案内しようとしたところ私服警察官数人に逮捕されたが、アルバイト料も貰ってないし、何で逮捕されたかわからないというものでした。しかし、被疑事実そのものは認めていましたので、条文を見せながら説明したら、こんなことが罪になるのかと驚いていましたが納得しました。軽微な犯罪であり、12歳頃に放置自転車に乗った補導歴があるだけなので、勾留されない可能性もあるが勾留請求されても勾留請求却下の努力をし、早期の身体拘束からの解放と不起訴処分という弁護方針を伝え、費用については被疑者援助制度を説明しました。また、身元引受人は同棲している彼女だけでしたので、接見後に彼女に電話し身元引受を依頼し了解を得ました。

2月23日

検察官に勾留請求しないように交渉しましたが上手くいきませんでした。接見したときに、明日、裁判所で勾留質問があると思うが、勾留質問の前に裁判所で接見することを伝えました。彼女に身元引受書の件で電話をしたのですが連絡がつかず、メールアドレス

を聞き忘れたので、連絡できませんでした。

2月24日

警察署への連絡で勾留請求されたことを知り、連絡が取れた彼女に身元引受書の件を依頼しましたが、仕事で地方にいるので署名捺印できないことがわかり、自分が身元引受することにしました。東京地裁で接見した際に釈放されたら先ず何をするかと聞いたら、迷惑を掛けている勤務先と心配している彼女に謝るということでしたので、身元引受人となっても大丈夫だと自分なりに確信しました。裁判官との面接は、修習生が3人同席していて緊張しましたが、勾留の理由も必要性もないことをなんとか主張できたと思います。身元引受書は、準備していたのですが、事件関係者との接触禁止について具体的に記載されている裁判所が用意したものに署名捺印しました。身元引受書を裁判所が用意してくれているくらいだから、勾留請求却下だと思い面接を終えました。夕方、警察署への連絡で、勾留請求が却下され準抗告もされず、釈放されることを知りました。被疑者から、釈放後直ちに勤務先に行き謝ったら許してもらえたと喜びの連絡を受けました。

* * *

その後は、検察官に不起訴処分の意見書と反省文を提出しましたが、先日、略式起訴となりました。

不手際は色々ありましたが、身体拘束されている被疑者に対する弁護活動の重要性を再認識するとともに、身体拘束からの解放が得られたときの達成感も味わうことができました。